



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

1 住居地・勤務先の届出 — 14日以内の届出漏れは永住にも響きます

対象 外国人を雇用するすべての企業 / 中長期在留者の従業員本人

入管庁 届出事務の職員向け研修教材

本人の届出義務：事由の発生から14日以内

中長期在留者には、住居地や勤務先などに変更があった場合、14日以内に届け出る義務があります。怠ると不利益処分や刑罰の対象になり、永住許可の審査でも消極的に評価されます。

引っ越したとき

14日以内

新しい住居地の市区町村役場へ

退職・転職したとき

14日以内

契約の終了・新たな契約を入管へ

会社名・所在地が変わったとき

14日以内

名称・所在地の変更や消滅も本人が入管へ

技能実習・特定技能・育成就労も、本人の届出（入管・14日以内）が必要です

	技能実習	特定技能	育成就労（2027年4月～）
本人の届出	必要（離脱・移籍など）	必要（契約の終了・新契約など）	必要（離脱・移籍など）

⚠ 見落としやすいポイント

- × 企業が届出をしても、本人の届出の代わりにはなりません。特定技能で企業に課される入管への届出義務とは別のものです。
- × 「勤務先＝所属機関」とは限りません（契約の当事者・指揮命令権・報酬の支払義務で判断）。

📌 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 退職・転職・社名変更・移転の際に本人へ14日以内の届出を案内する
- ✓ 永住を目指す従業員には、過去の届出漏れがないか確認を促す

2 人材サービスの利用 — AI・スカウト・面接代行が「職業紹介」に当たる線引き

対象 人材サービスを使って外国人を採用する企業 / 育成就労・特定技能で受け入れる企業

厚労省「職業紹介事業の業務運営要領」

適用：2026年9月14日

求人サイト等の「募集情報等提供」と、許可が必要な「職業紹介」の境目が、AI・スカウト・面接代行の具体例で示されました。事業者の判断でやりとりを手を加えると、AIによるものも含めて職業紹介に当たります。

場面	○ 募集情報等提供にとどまる	× 職業紹介に当たる（許可が必要）
スカウトメール	○ 全員共通の定型文や、形式的な挨拶文・宛名を加えて送る	× 登録情報に応じて「月額〇〇万円で採用される可能性」など書き添える
連絡・日程調整	○ 直接やりとりできるメッセージ機能、履歴書の一般的な添削	× 日程調整や連絡で特定の求職者を優先する
面接代行	○ 録画・録音し、文字起こしして企業に渡す	× 企業が設定していない質問を追加する × 評価して「採用すべき人材です」と添えて渡す

※育成就労では、監理支援機関以外の民間事業者による職業紹介も、特定募集情報等提供（求職者情報を集めて提供するサービス）も利用できません。特定技能でも違法な職業紹介による採用は認められません。

📌 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 利用中の人材サービスが×の行為をしていないか、している場合は職業紹介の許可があるかを確認する



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

3 特定技能2号の誓約書 — 入管庁が「見直しを検討中」と表明しました

対象 特定技能2号で受け入れている企業 / 9月号でお伝えした誓約書の続報

2026年9月10日 入管庁「特定技能制度に関するQ&A」改定

9月号でお伝えした「2号特定技能外国人の業務内容に関する誓約書」について、入管庁がQ&Aを改定し、指導対象者の考え方を含めて内容の見直しを検討していることを明らかにしました。

入管庁「特定技能制度に関するQ&A」Q102（2026年9月10日加筆） <https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/faq.html#q102>

「指導対象者が一時的に不足している、指導対象者がフルタイムではない等の事情がある場合の対応について、問い合わせを頂いています。現在、指導対象者の考え方を含め、内容の見直しを検討していますので、整い次第速やかにお知らせします。」

現時点の扱い	見直しは 検討中 です。公表までは誓約書の提出と現行の要件（同一事業所・原則同一部署・フルタイム）を前提に準備してください
変わらない点	2号は「複数の作業員を指導」「工程を管理する業務」に従事する在留資格であり、 1号や技能実習生と同じ業務では認められない という基本は変わりません

！今すぐやること（アクションポイント）

✓ 指導対象者の不足等で申請を見合わせている場合は**見直しの公表を待つ**選択肢も。期限が迫っていれば個別にご相談ください

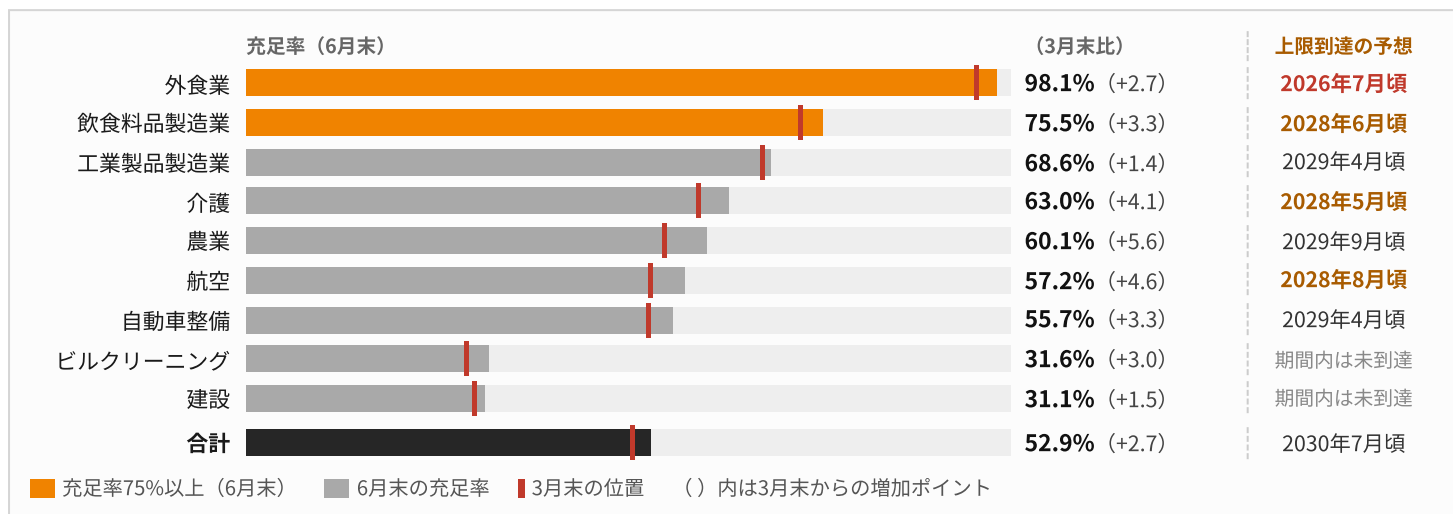
4 特定技能1号の受入れ状況 — 外食業は充足率98.1%に達しました

対象 特定技能1号で受け入れている・受入れを検討している企業

2026年9月4日 入管庁更新 2026年6月末時点・速報値

在留者数は**425,961人**（3月末から21,434人増）、充足率は**52.9%**になりました。**外食業は98.1%**で、受入れの上限として運用される受入れ見込数にほぼ到達しています。

■ 分野別の充足率（在留者数÷受入れ見込数）と上限到達時期の予想



※ 上限到達の予想はあくまで当事務所の予想です（直近1年間の増加数のペースが続くと仮定した単純計算。受入れ見込数は2029年3月までの数値）。

※ このほか造船・船用工業49.7%、漁業33.2%、宿泊17.3%、自動車運送業2.5%、鉄道2.2%、林業2.1%、木材産業1.6%。

！今すぐやること（アクションポイント）

✓ 外食業で新規採用を予定している企業は、**枠がほぼ上限であることを前提に**採用計画と代替策を検討する



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

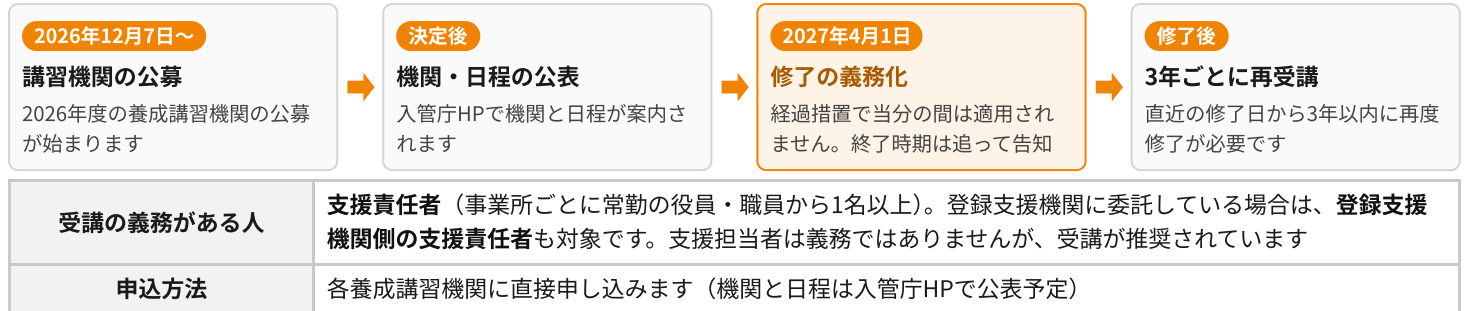
弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

5 特定技能の「養成講習」 — 支援責任者の受講ルールが公表されました

対象 特定技能外国人を自社支援している企業 / 登録支援機関に委託している企業

2026年9月14日 入管庁HP掲載 義務化：2027年4月1日（当分の間は経過措置）

2027年4月から支援責任者に義務付けられる「養成講習」の詳細が公表されました。入管法・労働関係法令・特定技能制度などを学ぶ講習で、法務大臣が告示した養成講習機関が実施します。修了義務は経過措置により当分の間は適用されませんが、準備は始められます。



！今すぐやること（アクションポイント）

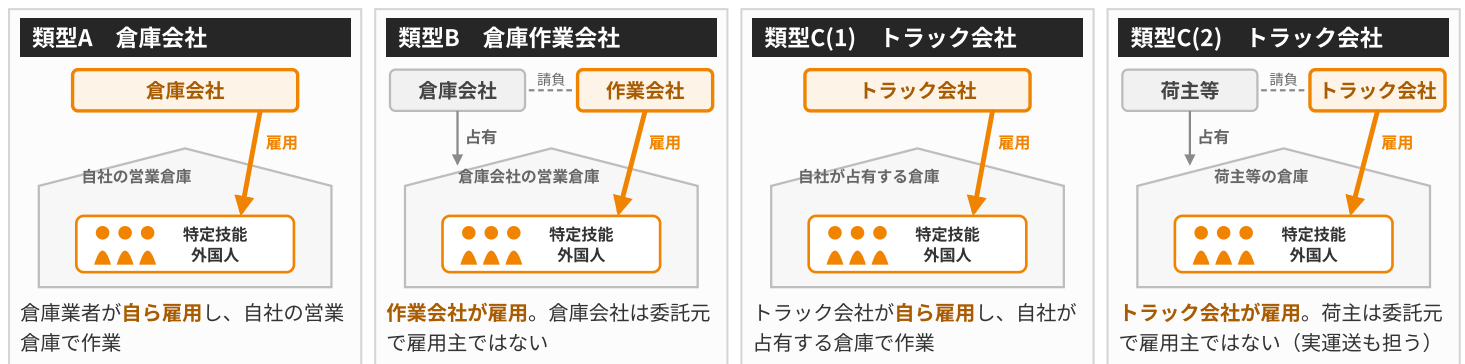
- ✓ 事業所ごとの支援責任者の候補者を決め、入管庁HPで養成講習機関・日程が公表されたら受講計画を立てる

6 物流倉庫分野 — 特定技能の受入れルールが確定しました

対象 倉庫業者・倉庫作業の受託会社・トラック運送事業者

2026年9月18日 運用要領別冊の策定 2026年1月に追加された新分野

新たに追加された物流倉庫分野で、特定技能の受入れルールが確定しました。受け入れられるのは次のA～Cの類型に限られ、特定技能外国人を雇用するのは、図のオレンジの会社です。



■ 雇用関係（＝特定技能所属機関） — 倉庫の占有 点線：倉庫作業の請負契約

従事する業務	入庫・保管・出庫など倉庫内の作業で、運賃とは別に倉庫作業料金を受け取っているもの（運送に伴う荷役は対象外）。流通加工は小分け・ラベル貼り等に限られ、包装されていない食品に直接触れる業務は不可
倉庫管理システム	入庫・在庫・出庫の管理機能を持つシステム（WMS）を利活用していること。自社所有でなくても、就業する事業所で使えば足りります。連携する機器等の利活用は協議会加入後1年以内に報告します
その他の要件	協議会への加入、実務経験証明書の交付。労働者派遣は不可。類型Bは倉庫会社と雇用継続の協定書を作成

！今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 自社がA～Cのどの類型に当たるか、倉庫作業料金を運賃と別に受け取っているか、WMSを利活用しているかを確認する



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

7 育成就労外国人の給与 ― 所得税の課税・源泉徴収の対象になります

対象 育成就労で受け入れる予定の企業 / 給与計算のご担当者

2026年9月15日 国税庁回答 制度開始：2027年4月1日

育成就労外国人の給与について、国税庁が「原則として所得税の課税対象・源泉徴収の対象になる」との見解を示しました。租税条約により免税とされていた一部の国の技能実習生とは扱いが異なります。

技能実習生（一部の国）

免税の場合あり

租税条約上の「専ら訓練を受ける者」として、所得税が免除されることがあります



育成就労外国人

課税・源泉徴収の対象

「専ら訓練を受ける者」に該当しないとされ、給与所得として課税されます

影響	技能実習で免税だった国の出身者が育成就労に移ると、 手取り額が減る ことになります。採用時の説明や雇用条件書の手取り見込額に注意してください
確認すること	①給与計算ソフトに 免税扱いの設定が残っていないか ②雇用条件書・重要事項説明書の 手取り見込額 が税引き後の金額になっているか ③技能実習から育成就労へ移る人材への 事前の説明
国税庁HP	https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/gensen/260915/index.htm （文書回答事例）

① 今すぐやること（アクションポイント）

✓ 給与計算の担当者・顧問税理士と、**源泉徴収の取扱い**を制度開始前に確認し、本人への手取り額の説明を準備する

8 育成就労計画の認定申請 ― 機構のQ&Aで実務上の注意点が示されました

対象 育成就労計画の認定申請を予定している企業

外国人技能実習機構「よくある質問（育成就労計画の認定申請関係）」改定

監理支援機関の許可申請	施行日前の申請（監理型）では、監理を予定している法人が 監理支援機関の許可申請をしていないと受理されず、書類一式が返却されます 。認定申請時に許可申請の受理票の写しが必要です
入国後講習の後	入国後講習が終わってから就労を始めるまでの間に、 日本語講習や技能講習に従事させることはできません
日本語講習	A1相当の試験に合格していなければA1相当講習が必要です。講習に企業の職員が同席する必要はありませんが、 実施した事実がわかる記録 を残してください
石綿	石綿を含む建材が使われた建築物の解体等に従事させる可能性がある場合は、 参考様式第1-14号 を作成して提出します
派遣形態	労働者派遣等の形態で育成就労を行う場合は、派遣元と派遣先で 同じ監理支援機関 の監理支援を受ける必要があります
旧制度の経験者	技能実習法の施行（2017年11月）より前の技能実習・研修の期間はカウントされず、 3年間の育成就労 を行うことができます
債務超過	改善の見通しを評価した書面は、 顧問契約のある税理士等が作成したものは認められません

① 今すぐやること（アクションポイント）

✓ 監理を依頼する予定の団体が、**監理支援機関の許可申請を済ませているか**を確認する



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

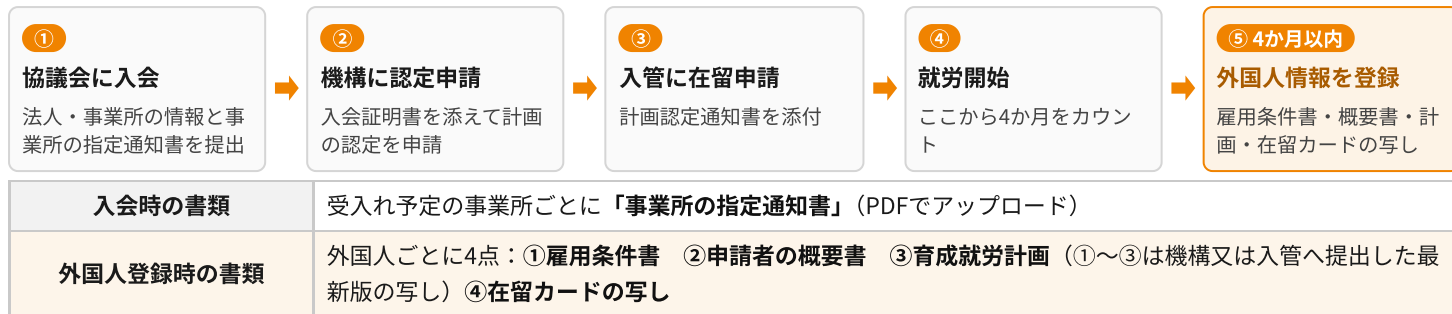
弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

9 介護分野の協議会 ― 就労開始後4か月以内に外国人情報の登録が必要です

対象 介護分野で特定技能・育成就労の外国人を受け入れる事業者

2026年8月31日 協議会事務局公表

介護分野の協議会の手続の流れが示されました。入会しておくだけでは足りず、**外国人の就労開始後4か月以内に、協議会へ外国人情報を登録**しなければなりません。特定技能の受入れでも同様です。



※入会証明書に登録されていない事業所では、受入れも異動もできません。手続はすべてオンラインで、FAX・郵送は受け付けられません。外国人情報の登録は2027年5月末以降に始まる予定です。特定技能の受入れ事業所として登録済みでも、育成就労で受け入れる場合は別途手続が必要です。

！ 今すぐやること（アクションポイント）

✓ 受入れ予定の事業所がすべて入会証明書に登録されているか確認し、就労開始日から4か月の期限を管理台帳に入れる

10 「家族滞在」のアルバイト ― パチンコ店等でも働けるようになりました

対象 パチンコ店・スロット店等を営む企業 / 「家族滞在」の外国人を雇用したい企業

2026年10月1日から 風営法4号・5号の営業許可を受けた店舗

在留資格「家族滞在」の外国人に限り、**個別の資格外活動許可**を受ければ、パチンコ店等で接客のアルバイトができるようになりました。**すでに包括許可（週28時間）を受けている人も、パチンコ店等で働くには別に個別許可が必要です。**



○ 認められる例

20h + 8h = 28h

コンビニ（包括許可）週20時間 + パチンコ店（個別許可）週8時間

× 認められない例

20h + 10h = 30h合計が週28時間を超えるため不可。**すべての資格外活動の合計**で判断されます

勤務先が誓約する内容	①外国人雇用状況の届出など事業主の法令上の義務を守ること ②雇用した外国人（申請者以外も含む）に特定在留カードの取得を勧めること ③掛け持ちしている場合、 すべての資格外活動の合計が週28時間以内 か定期的に確認すること
対象外の人	「留学」の人や、扶養を受ける配偶者・子として「特定活動」で在留する人は対象外です

！ 今すぐやること（アクションポイント）

✓ 採用前に、他のアルバイトとの合計時間が週28時間以内に収まるかを本人に確認し、許可が出るまでは勤務させない



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所

SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎 識隆

11 在留資格「医療」 — 歯科技工士と言語聴覚士が加わる予定です

対象 歯科技工所・病院・リハビリテーション施設などの医療機関

省令改正案 公布・施行：2026年11月予定

高齢化に伴う地域の医療ニーズの増大に対応するため、在留資格「医療」で就労できる職種に歯科技工士と言語聴覚士を加える改正が予定されています。日本の資格を持つ外国人が、これらの業務で働けるようになります。

現在認められている職種の例

医師、歯科医師、歯科衛生士、理学療法士 など



追加される予定の職種

歯科技工士・言語聴覚士

前提となる資格

日本の歯科技工士又は言語聴覚士の資格を有していること（「法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務」に従事する活動）

現在の扱い

施行までは、これらの職種で在留資格「医療」は認められません。施行日は2026年11月の予定です

❗ 今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 日本で歯科技工士・言語聴覚士の資格を取った外国人の採用を考えている医療機関は、**11月の施行に合わせて在留資格「医療」での申請を準備する**

■ 今月号の総まとめ — 自社に関する項目からご確認ください

§	対象	最優先のアクション
1	全業種	住居地・勤務先の変更は本人が14日以内に届出（技能実習・特定技能・育成就労も同じ）
2	採用全般	人材サービスが職業紹介に当たる行為をしていないか確認
3	特定技能2号	誓約書は見直し検討中。公表までは現行要件で準備
4	特定技能1号	外食業は充足率98.1%。他分野も上限到達の予想時期を確認（あくまで予想）
5	特定技能の支援	支援責任者の養成講習は3年ごと。候補者を決めておく
6	物流倉庫	受入れは類型A～Cのみ。雇用主が誰かを確認し、WMSを利活用
7	育成就労	給与は課税・源泉徴収の対象。手取り額の説明を準備
8	育成就労	監理団体が監理支援機関の許可申請を済ませているか確認
9	介護	就労開始後4か月以内に協議会へ外国人情報を登録
10	遊技場	「家族滞在」は個別許可で就労可。合計週28時間以内
11	医療機関	歯科技工士・言語聴覚士が11月に追加予定

▶ お問い合わせ先

白崎識隆法律事務所・白崎FHR経営労務事務所

E-mail	info@shirasaki-law.com	所在地	〒530-0044 大阪市北区東天満2丁目1番4号 五高ビル702号
公式HP	https://www.shirasaki-law.com	TEL/FAX	TEL 06-6356-2027 / FAX 06-6356-2028
外国人HP	https://www.shirasaki-law.com/global/		

本資料は一般的な情報提供を目的としており、個別の法的アドバイスを構成するものではありません。参考：入管庁「自習形式による届出事務研修の実施について」「特定技能制度に関するQ&A」「特定技能1号の受入れ見込数及び在留者数（2026年6月末時点・速報値）」「特定技能制度における養成講習について」「遊技場営業店舗（ぱちんこ店等）でのアルバイトについて」、物流倉庫分野 特定技能制度運用要領別冊、外国人技能実習機構「よくある質問（育成就労計画の認定申請関係）」、国税庁 文書回答事例、厚労省「職業紹介事業の業務運営要領」、介護分野における特定技能・育成就労協議会「手続きの流れ」、在留資格「医療」に係る省令改正案。